

## 中国ブロック発注者協議会 設 立 趣 旨

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、平成17年4月には「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」が施行され、公共工事の品質確保は全ての発注者の責務となったところである。

しかしながら、同法施行から3年が経過した状況を見ると、国土交通省直轄工事の入札結果において過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が増加、昨今の土木資材高騰とも相まって、公共工事の品質確保等に懸念が生じているところである。

また、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されているところである。

このような状況から、平成20年3月28日「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、政府が一体となって行う施策が効果的に機能するよう、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を設け、各発注者間の連絡調整を図ることが申し合わされているところであり、中国地方の全ての発注機関において、総合評価方式の導入・拡大、品質確保に関する取組みの情報共有・促進等を図ることを目的に、「中国ブロック発注者協議会」を設立するものである。

平成20年10月9日